

【資料①】法定研修の概要

令和5年度

幼稚園・認定こども園 法定研修説明会

令和5年4月28日(金)

県教育庁義務教育課幼児教育班

法定研修の概要について (幼稚園・認定こども園)



法定研修 とは・・



教諭の資質を一定水準にするために、
法律上必ずやらなければならない研修のこと
↓
「教育公務員特例法」

- ◆ 【対象】 幼稚園、幼保連携型認定こども園の教諭
(「公立」は必須であり、「私立(公私連携含む)」は準ずる)
- ◆ 【実施主体者】
《幼稚園》都道府県教育委員会(義務教育課)
《幼保連携型認定こども園》 都道府県知事
(子育て支援課⇒令和2年4月から義務教育課) 3

法定研修

初任者研修

(採用 1 年目)

教育公務員特例法
附則第 5 条第 1 項

園內研修（8 日間）
園外研修（8 日間）

中堅教諭等 資質向上研修

(採用 10 年目相當)

教育公務員特例法
附則第 6 条第 1 項

園內研修（10 日間）
園外研修（6 日間）

教育公務員特例法(昭和24年1月12日法律第1号)

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その採用の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修を実施しなければならない。

教育公務員特例法(昭和24年1月12日法律第1号)

(中堅教諭等資質向上研修)

第二十四条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において**中核的な役割を果たすことが期待される**中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図る為に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

制定附則



(幼稚園等の教諭に対する**初任者研修等**の特例)

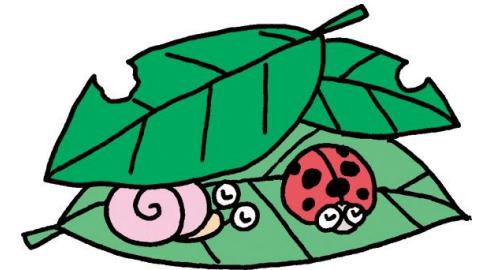
第五条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園 の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者は採用の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

教育公務員特例法

第二十三条 第一項 (初任者研修)

公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(臨時に任用された者その他政令で定める者を除く。)に対して、その採用(現に教諭等の職以外の職に任命する場合を含む。附則第五条第一項において同じ。)の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。

制定附則



(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する
中堅教諭等資質向上研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭等については当該市町村を包括する**都道府県の教育委員会**が、幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する**都道府県の知事**が実施しなければならない。

教育公務員特例法

第二十四条 第一項

(中堅教諭等資質向上研修)

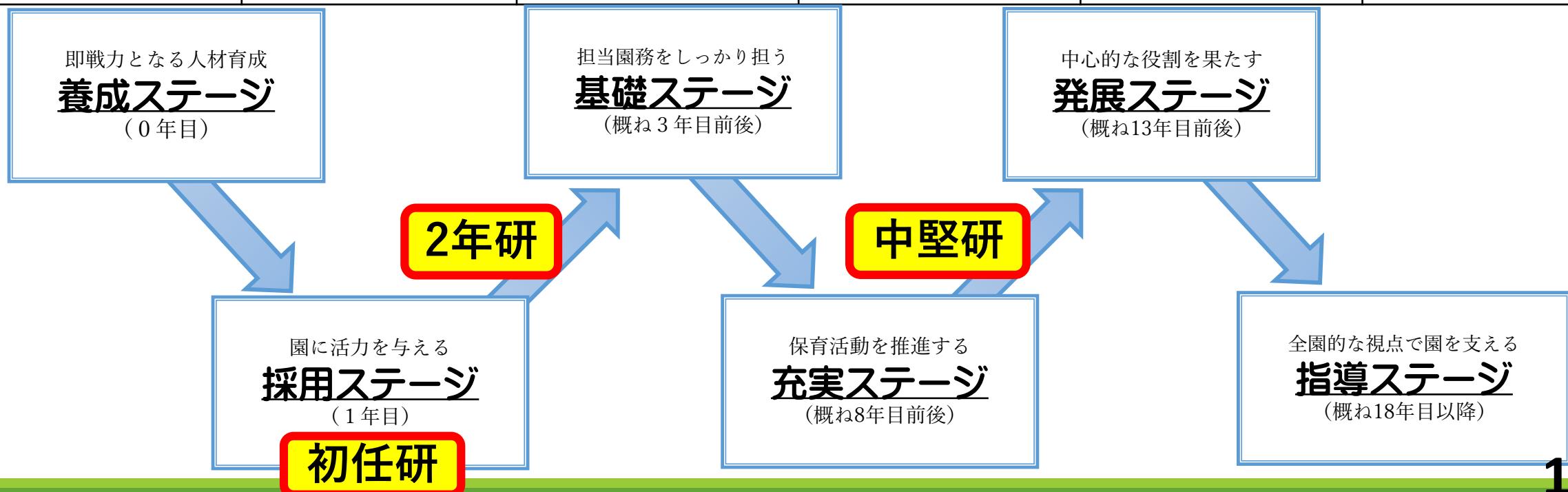
公立の小学校等の教諭等(臨時的に任用された者その他政令で定める者を除く。以下この項において同じ。)の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で資質の向上を図るために必要な事項に関する研修(以下「中堅教諭等資質向上研修」という。)を実施しなければならない。

県が実施する研修

	研修開始年度	
	幼稚園	認定こども園
● 初任者研修	平成4年度～	平成30年度～
● 教職2年目研修	令和元年度～	令和元年度～
● 中堅教諭等 資質向上研修	平成15年度～	平成30年度～

沖縄県保育者育成指標モデルによる6つの育成ステージ

養成 ステージ	採用 ステージ	基礎 ステージ	充実 ステージ	発展 ステージ	指導 ステージ
大学・短期大学 専門学校 における養成期	初任者研修期間 (採用1年目)	概ね3年目前後 (2~4年)	概ね8年目前後 (5~10年)	概ね13年目前後 (11~15年)	概ね18年目前後 (16年目~)



幼稚教育の質の向上
幼稚園教諭・保育教諭の
資質向上をめざして…

